

## 水質検査の項目及び頻度

水道水質基準			規則第8条第1項第3号		規則第8条第1項第4号		
番号	項目	基準値 (mg/l)	ア おおむね1か月に1回以上	イ おおむね3か月に1回以上	当該事項についての過去の水質検査結果が基準の2分の1を超えたことがなく、かつ、次の事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないと明らかであると認める場合は省略することができる。		
					原水並びに水源及びその周辺の状況	原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況	原水並びに水源及びその周辺の状況(近傍の地域における地下水の状況を含む。)
1	一般細菌	100個/ml	○				
2	大腸菌	不検出	○				
3	カドミウム及びその化合物	0.003		●	○		
4	水銀及びその化合物	0.0005		●	○		
5	セレン及びその化合物	0.01		●	○		
6	鉛及びその化合物	0.01		●		○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01		●	○		
8	六価クロム化合物	0.05		●		○	
9	亜硝酸態窒素	0.04		●			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		○			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		●			
12	フッ素及びその化合物	0.8		●	○		
13	ぼう素及びその化合物	1		●	○		
14	四塩化炭素	0.002		●			○
15	1,4-ジオキサン	0.05		●			○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		●			○
17	ジクロロメタン	0.02		●			○
18	テトラクロロエチレン	0.01		●			○
19	トリクロロエチレン	0.01		●			○
20	ベンゼン	0.01		●			○
21	塩素酸	0.6		○			○
22	クロロ酢酸	0.02		○			
23	クロロホルム	0.06		○			
24	ジクロロ酢酸	0.04		○			
25	ジブロモクロロメタン	0.1		○			
26	臭素酸	0.01		○	○(オゾン処理、塩素消毒を除く)		
27	総トリハロメタン	0.1		○			
28	トリクロロ酢酸	0.2		○			
29	ブロモジクロロメタン	0.03		○			
30	ブロモホルム	0.09		○			
31	ホルムアルデヒド	0.08		○			
32	亜鉛及びその化合物	1		●		○	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2		●		○	
34	鉄及びその化合物	0.3		●		○	
35	銅及びその化合物	1		●		○	
36	ナトリウム及びその化合物	200		●	○		
37	マンガン及びその化合物	0.05		●	○		
38	塩化物イオン	200	●				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300		●	○		
40	蒸発残留物	500		●	○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2		●	○		
42	ジェオスミン	0.00001		●	○		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001		●	○		
44	非イオン界面活性剤	0.02		●	○		
45	フェノール類	0.005		●	○		
46	有機物(TOC)	3	●				
47	pH値	5.8以上8.6以下	●				
48	味	異常でない	●				
49	臭気	異常でない	●				
50	色度	5度	●				
51	濁度	2度	●				

○:必ず1か月に1回以上実施  
○:必ず3か月に1回以上実施

●:連続的に計測及び記録がなされている場合は、3か月に1回以上とすることができる

●:水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合(過去3年間において水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができる